

筑下経第 54 号
令和 7 年 5 月 9 日

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 A重油購入(オープンカウンター方式)
- 2 納入場所 福岡県久留米市安武町武島 1063-2
独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 筑後大堰管理所
福岡県久留米市安武町武島 23-1
独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 筑後川下流用水管理所
佐賀県三養基郡みやき町大字江口 3147-7
独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 筑後川下流用水管理所
佐賀揚水機場
- 3 納 期 契約日の翌日から30日以内とする。
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ見積書 提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 なし
- 3 見積書等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略できます。
 - 2) 提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号等は、4)に記載された番号)なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(簡易書留等配達記録の記録が残る方法に限る。)
 - 3) 提出期限 令和 7 年 5 月 22 日 11:00 まで
 - 4) 宛 先 独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所 経理課 猿渡・赤松
FAX 0942-26-1525
電子メール nyukei_chikugokaryu@water.go.jp
 - 5) 質問書 令和 7 年 5 月 14 日 16:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は、令和 7 年 5 月 23 日 11:00 までとします。

7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに書面により通知します。

5 そ の 他

1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

2) 請負代金の支払いについては、履行完了後（納品確認後）の一括支払となります。

3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

A重油購入 仕 様 書

第1節 適 用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構が施行する「A重油購入」に適用する。

第2節 概 要

1. 本件は、筑後川下流総合管理所管内の各施設に設置されている予備発電設備用燃料の購入（給油）を行うものである。
2. 納入場所
 - (1) 福岡県久留米市安武町武島 1063-2 筑後大堰管理所
 - (2) 福岡県久留米市安武町武島 23-1 筑後川下流用水管理所
 - (3) 佐賀県三養基郡みやき町大字江口 3147-7 佐賀揚水機場
3. 納入期限
契約締結の翌日から 30 日以内とする。
なお、給油日時等の詳細は担当職員と調整のうえ決定するものとする。

第3節 購入品目及び数量

1. 予定数量は以下のとおりとし、各施設に設置された燃料タンクに給油を行うものとする。

品 名	単位	数量	備 考
A重油 2号 (HSA)	kℓ	3.35	
(内訳) 筑後大堰管理所	kℓ	3	地下タンク(屋外給油口：CP65A)
筑後川下流用水管理所	kℓ	0.1	屋内タンク(屋外給油口：CP65A)
佐賀揚水機場	kℓ	0.25	屋内タンク(屋外給油口：CP65A)

2. 給油数量に過不足が生じた場合は、実績により精算変更を行うものとする。

第4節 疑 義

本仕様書に明記されていない事項、又は疑義を生じた場合は、機構と協議するものとする。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱われます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、「見積依頼書等の交付受領書」くじ用数値の欄に記載してください。

記載例)

くじ用数値			※数字は、明確に記載してください。
1	2	3	

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年5月9日 に交付されたA重油購入の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

電子メール：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。